

第3回 諸外国における犯罪被害者等施策の調査・分析に関する研究会（議事の記録）

1 日時

令和8年7月27日（月）午前10時00分から午前11時10分まで

2 方法

警察庁第4会議室（オンライン会議システム併用）

3 出席者

（研究会構成員）

座長	川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
構成員	太田 達也	慶應義塾大学法学部教授
	齋藤 実	弁護士
	佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科教授
	白井 孝一	静岡犯罪被害者支援センター理事長
	中野 妙子	名古屋大学大学院法学研究科教授 ※オンライン参加
	山本 和彦	中央大学大学院法務研究科教授

（敬称略）

（警察庁）

篠原 英樹	長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）
吉田 知明	長官官房犯罪被害者等施策推進課長
西村 慎太郎	長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当）

4 概要

（1）事務局説明

事務局から出席者に対して、これまでの本研究会における議論や構成員の意見等を踏まえ、

- 今般の調査は、日本における犯罪被害者等施策の発展・改善に寄与するものとなるよう、犯罪被害者等からの要望や現行の施策の課題などを踏まえた調査項目を設定した
- 具体的には、犯罪被害者等支援に特化した行政機関の設置に関する要望やワンストップ支援体制の整備などに関する課題を踏まえ、各国の支援の各主体等に関する調査を行うこととし、経済的支援の充実に関する要望を踏まえ、損害賠償や求償、財源等に関する事項を含めた各国の経済的支援について調査を行うこととし、日本の制度との比較を行うため、犯罪被害者等施策に関連する諸制度についても調査することとした
- 調査対象国は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、韓国、スウェーデン、ノルウェーとし、スウェーデン及びノルウェーについては9月上旬に、イギリス、フランス及びドイツについては10月中に実地調査を行う予定としたことについて説明が行われた。

(2) 自由討議

構成員の主な発言は以下のとおり。

- 日本の制度との比較を行うために、各国における民間保険の加入状況や充実の程度、社会保障制度の充実の程度、これらの制度における給付と犯罪被害者等補償制度における給付との調整の在り方等、犯罪被害者等施策に関連する諸制度も念頭に置いて調査すべき。
- 各国の調査先については、政府機関だけでなく、実際に犯罪被害者等と接して支援を行う民間団体からも実情を聴取すべき。また、そのような民間団体の財源及び支出の使途・運用状況についても調査すべき。
- 複数の債権が競合する場合における損害賠償請求権の優先順位について調査すべき。
- 加害者の事情（加害者の責任能力が否定された場合、加害者が死亡した場合、加害者が不明である場合、加害者が死刑・長期刑である場合等）が損害賠償にどのような影響を及ぼすのかについても、できる限り考慮して調査すべき。
- 「逸失利益」の考え方等が国によって異なる可能性がある。各国において「逸失利益」を考慮しているか否かだけでなく、どのように算出されているのかも含めて調査すべき。
- 北欧では共働きが主流である。妻が無収入である場合だけでなく、夫と妻に同程度の収入がある場合についてもモデルケースとして設定してはどうか。また、モデルケースだけでは補償額の算出が難しい場合は、近い事例を紹介していただきたいという要望であれば、先方にとって負担が少ないのではないかと。
- 求償の実効性に関連して、各政府機関の間における個人情報の共有状況や個人情報情報の一般への公開状況などについても調査すべき。
- 罪種（自動車事故、故意犯等）ごとの求償率を調査すべき。
- 国が求償権を取得する根拠について調査すべき。民法に規定される一般的な原則なのか、犯罪被害者等の場合の特別な制度として設定されているのか。
- ドイツでは、連邦政府が法や制度を所管し、州が制度の運用を行うこととなっているため、聴取を行う際は、主体の違いに留意すべき。
- アメリカでは、州によって、制度や特性が大きく異なるため、全ての州の制度を調査するためには多大な時間的負担が生じる。そのため、特徴のある一部の州に限定して調査することとしてはどうか。

(3) 事務連絡 次回研究会の内容

事務局から、意見を踏まえて実地調査に向けた準備を実施する旨が説明され、また、次回研究会については、実地調査後、年明け以降に実地調査の結果報告と来年度の調査の検討等を行う予定である旨の説明がなされた。